様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　6月　19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃあーるてぃーでぃーぐろーばるえーじぇんと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社RTDグローバルエージェント  （ふりがな）おかやすゆういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 岡安雄一郎  住所　〒104-0045  東京都中央区築地６丁目４番５－７０２号  法人番号　1010001129266  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページページタイトル：DX推進基本方針 | | 公表日 | 2024年12月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://rtd.jp/dx\_policy.html  「DX人材育成カリキュラム」 | | 記載内容抜粋 | DX推進基本方針  株式会社RTDグローバルエージェントは、デジタル技術を活用し、変化する市場やお客様のニーズに迅速に対応することで、更なる価値提供と競争力の強化を目指します。デジタルトランスフォーメーション（DX）は当社の経営戦略の重要な柱であり、以下の方針に基づき推進してまいります。  DX推進の方向性  　1. 業務改革と生産性向上  　　o 本社、拠点、事業部門におけるプロセス効率化（AI、クラウドツールの活用）  　　o ペーパーレス化や社内申請手続きのデジタル化  　2. データ活用による新たな価値創造  　　o 顧客情報や市場データの収集・分析を通じたマーケティングの最適化  　　o データドリブン経営の推進  　3. 組織文化の変革と人材育成  　　o DXリテラシー向上を目的とした従業員研修の実施  　　o チーム間の協力と情報共有を強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 『DX推進基本方針』 | | 公表日 | 2024年12月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://rtd.jp/dx\_policy.html  記載箇所：「DX推進プロジェクト」 | | 記載内容抜粋 | DX推進プロジェクト  2.業務効率化の推進  　　o AI活用による問い合わせ対応の自動化  　　o CRM/SFAツールの活用  3.データ活用の強化  　　o リレーショナルデータベースの構築  　　o 予測AIを活用した経営判断の高度化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://rtd.jp/dx\_policy.html  記載箇所：「DX推進プロジェクト」「推進体制」 | | 記載内容抜粋 | DX推進プロジェクト  1. 従業員のスキル向上  　　o IT/AI能力向上研修  　　o クラウドツール活用研修  推進体制  1.DX推進プロジェクトチームの設置  　o 社長直轄のDX推進プロジェクトチームを設置 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://rtd.jp/dx\_policy.html  記載箇所：「DX推進プロジェクト」 | | 記載内容抜粋 | 4.環境整備  　　o 全従業員へのDX環境（ノートPC/iPadなど）の提供  　　o AIツール導入費用と教育費用の予算化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進基本方針 | | 公表日 | 2024年12月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://rtd.jp/dx\_policy.html  記載箇所：「推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 2.目標設定  ・残業時間削減（目標: 残業ゼロ）  ・業務削減時間（事務作業）50%減  ・顧客満足度向上（アンケート結果: 50%増） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月26日 | | 発信方法 | 当社ホームページページタイトル：DX推進基本方針  にて公表  https://rtd.jp/dx\_policy.html | | 発信内容 | DX推進基本方針のトップメッセージにおいて、当社代表取締役社長がDX戦略について、以下の内容で発信。  株式会社RTDグローバルエージェントは、デジタル技術を活用し、変化する市場やお客様のニーズに迅速に対応することで、更なる価値提供と競争力の強化を目指します。デジタルトランスフォーメーション（DX）は当社の経営戦略の重要な柱であり、以下の方針に基づき推進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃 ～ 2024年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃 ～ 継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報セキュリティ基本方針」を策定し公表している。  ・全職員に向けた情報セキュリティ研修を毎年実施  ・標的型攻撃メール訓練を実施  ・ウイルス対策ソフト導入 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。